

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 177)

1. 1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質(第2類物質)に追加

厚生労働省は、胆管がんの原因物質の1つとされている1,2-ジクロロプロパンについて、労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がん性のおそれのある物質として特定化学物質予防規則の処置対象物質に追加することとし、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則の一部を改正しました。これにより、1,2-ジクロロプロパンを用いる洗浄や拭き取りの業務については、作業環境測定などの義務付けがなされました。(平成25年10月1日施行)

作業環境測定については、1年間の経過措置はありますが、測定の際には是非当社にご用命頂きますようお願い致します。

<改正の主な内容は以下の通りです>

- (1) 譲渡・提供時に名称等を表示しなければならない物質に追加
- (2) 健康管理手帳を交付する業務に追加
- (3) 特定化学物質(第2類物質)に追加
 - ・作業主任者の選任(有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任)
 - ・作業環境測定の実施
 - ・特殊健康診断の実施
- (4) 物質の類型としてエチルベンゼン等に指定
 - ・保護具の備え付け等
- (5) 局所排気装置の設備等の措置
- (6) 特別管理物質に追加
 - ・作業記録等の30年保存
- (7) 経過措置
作業主任者の選任、作業環境測定については、平成26年9月30日までの経過措置が定められています。

2. 日本工業規格(JIS) K 0102(工場排水試験方法)の改正

水質汚濁に係る環境基準、土壌の汚染に係る環境基準、排水基準などの測定方法で引用されているJIS K0102が9月に改正されました。今回の改正では「流れ分析法」・「キレート樹脂濃縮固層抽出法」が追加されました。今後、環境省の告示改正が行われ追加された分析方法が公定法に取り入れられます。

3. 日本工業規格 (JIS) Z 7152(バーチャルインパクトによる排ガス中の PM10/PM2.5 の質量濃度測定方法)の制定

大気中に浮遊する粒子状物質は、健康影響が懸念されている物質です。特に近年は、PM2.5 による大気汚染が地球規模で拡散することに関心が高まっています。PM2.5 については、大気環境中の濃度を測定する方法は確立されていましたが、特定の固定発生源(工場等の煙突など)の排ガス中の濃度を測定する方法は確立されていませんでした。発生源対策を行うためにも排ガス中の濃度測定方法の標準化が求められていた背景から、今回の JIS の制定に至った訳です。

この制定により、事業者の排出管理や環境装置等の開発が期待されます。

平成 25 年 8 月 20 日に制定・公示されました。

適用範囲	排ガス中の PM10 及び PM2.5 の質量濃度を煙道及びダクトなどにおいて測定する方法について規定。
バーチャルインパクトの利点	<ul style="list-style-type: none"> ・低濃度域から高濃度域まで幅広い粉じん濃度に適用。 ・排ガス濃度雫囲気の影響を受けにくい。 ・排ガスの成分の影響を受けにくい。 ・粗粒子をノズルで分離するため、衝突板に衝突した粒子の跳ね返り及び捕集された粗粒子の再飛散がない。

センター設備紹介 (Vol. 33)

全窒素・全リン自動測定装置 STAT-2000TNTP



センター設備紹介 (Vol.7) でご紹介いたしました。今回のセンターニュースの話題になっています分析を行う装置ですので、再度ご紹介いたします。

この装置は、水質汚濁防止法、下水道法等で規制の対象項目となっている、窒素、リン測定用の装置です。「気泡分節型の連続流れ分析法」という原理が用いられています。今年 9 月に改正されました JIS K 0102 にこの流れ分析法が追加されました。

従来法とこの方法を併用することにより、分析の処理能力は大幅に強化されました。

御質問、問合せは、営業・総務グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。